

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

宇和島市立三浦小学校

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめ防止対策推進法の基本理念に基づき、小規模校だから心配ないといった誤った認識を捨て、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえながら、児童をいじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を、全教職員で共有する。

1 いじめ防止対策推進法第三条（基本理念）

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの禁止

いじめ防止対策推進法第4条「児童等は、いじめを行ってはならない。」

(3) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(4) いじめの理解

代表的な行為は、からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などで、事件化した事案のように激しい暴行や傷害を伴うものは例外的である。個々の行為だけを見れば、好ましくはないものの、“ささいなこと”、日常的によくあるトラブル、という点に特徴がある。

しかし、そうしたささいに見える行為をしつこく繰り返されたり、複数の者から繰り返されたりすることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつのり、時に死を選ぶほどに被害者が追い込まれることから、いじめを問題視していく必要がある。

ささいに見える行為の累積がもたらす甚大な精神的被害という“目に見えにくい”攻撃行動に適切に対応するには、行為自体が“目に見えやすい”「暴力」とはしっかりと区別して考えていく必要がある。

国立教育政策研究所生徒指導リーフ「いじめの理解」より

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気の間づくり

ア 各教科、道徳科、特活、総合的な学習、学校行事等を通して、誰に対しても公正公平に接して、正義の実現に努めようとする態度や、相手の立場に立って考え、温かい心で接しようとする心情を育てる。また、人間の多様性に触れ、世の中には様々な考えをもっている人がいることを理解させる。（朝の会におけるスピーチ活動の充実）

イ 縦割り班や学年、分団ごとに、積極的に奉仕体験活動に取り組みさせる。（あさひ苑・老人クラブとの交流、作物作り、地域の空き缶回収・清掃活動等）

ウ 人権集会、人権ポスター、人権作文・標語の掲示・発表等を通して、児童の人権意識の高揚を図る。

(2) いじめの背景にあるストレスに適切に対処できる力を育む取組の推進

ア アサーショントレーニング（自分と相手、お互いのアサーティブ権（人権）を尊重した上で、自分の意見や気持ちをその場にふさわしく表現出来るようにするトレーニング）、ソーシャルスキルトレーニング（対人場面において、相手に適切に反応するために用いられる言語的・非言語的な対人行動のことで、その対人行動を習得する練習のことを「ソーシャルスキルトレーニング」という。）を道徳や特活の時間に導入する。

イ 「分かる授業」、「興味・関心の高まる授業」を推進する。

(3) 自己有用感や充実感を感じられる学校生活の基盤づくり

ア 全ての児童が意欲的に取り組み、「分かった」、「できた」という充実感を得られる授業を推進する。

イ 縦割り班や委員会の活動を通じて、学年に応じた適切な人間関係を学ばせたり、自分が人の役に立っているという気持ちを育てたりする。

ウ 学校が安心できる居場所になるよう、多様性に配慮しながら、自分のやろうとしていることが認められ、応援されるような風土づくりに努める。

(4) 「児童を見つめる会」の効果的な活用による児童の変容の把握。（職員会議時）

(5) 発達障害への共通理解

校内研修、職員会議等を通じて児童の状況を把握し、支援の方針について共通理解を図る。また、個別の教育支援計画等を基に個に応じた指導の充実に努める。

(6) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策の推進

ア 教科・特活等の時間を使い、ネットいじめの恐ろしさやネットの正しい使用法（携帯・SNSを含む）を学年の実態に応じて指導する等、情報モラル教育を推進する。

イ 1人1台端末の正しい使い方について、学級活動等の時間を使い、教師と児童と一緒に考える機会を設け、情報リテラシー教育を推進する。

ウ 「SNS学習ノート」「えひめっこ情報リテラシーアプリ」等を通して、保護者と連携して情報モラル・リテラシー学習にあたる。

(7) いじめ問題に対する保護者・地域住民の意識の高揚及び、学校・家庭・地域が一体となって推進するいじめ防止活動の啓発・普及

ア 学校だより、学級通信、学校ホームページ等による広報活動、PTA総会・理事会、学校運営協議会、校区まもり育てる協議会等を通じての取組状況の報告及び情報収集を行う。

◎ 保護者、地域住民へ「いじめの定義」について周知するとともに、情報提供を呼びかける。

イ 人権・同和教育参観日講演会の効果的活用。（講師と児童との質疑応答の時間を設け、日常生活における身近な人権問題についての認識や意識を高める。）

(8) 学校相互間の連携協力体制の整備

関係保育園、城東中学校との情報交換を必要に応じて行う。

3 いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知する取組を徹底する。

(1) 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない感覚を身に付けていくことが必要である。

次のチェックポイントを常に頭に置いて、いじめの早期発見に努める。

〈朝の会〉

- 遅刻・欠席が増える。
- 表情がさえず、うつむきがちになる。
- 出席確認の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
- 持ち物が紛失したり、落書きされたりする。

〈授業開始時〉

- 忘れ物が多くなる。
- 用具・机・椅子等が散乱している。
- 周囲が何となくざわついている。
- 一人だけ遅れて教室に入る。
- 席を替えられている。

〈授業中〉

- 頭痛・腹痛を頻繁に訴える。
- 保健室によく行くようになる。
- 正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。
- 服装に汚れや乱れがある。
- テストの成績が急に下がり始める。テストを白紙で出す。

〈休み時間〉

- 教室や図書室で一人である。
- 友だちと一緒にいても表情が暗い。おどおどした様子で友だちについていく。
- 訳もなく階段や廊下を歩いていたたり、用もないのに職員室に来たりする。

〈給食時〉

- その児童が配膳すると嫌がられる。
- 笑顔が無く、黙って食べている。
- 食欲がない。

〈清掃時〉

- トイレそうじ等、自分が望んでいない場所に常に担当される。
- 公平に仕事分担されていない。

〈放課後・下校時〉

- 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。
- みんなの持ち物を持たされている。
- 靴や鞆、傘など、持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。

〈その他〉

- 教科書や机、掲示物にいたずら書きをされる。
- 独り言を言ったり、急に大声を出したりする。
- 教師と視線を合わさない。話す時に不安そうな表情をする。
- 宿題や提出物などの提出が遅れる。

- (2) 休み時間、放課後等を利用して個人面談を実施し、気に掛かる児童から情報を収集する。
- (3) 少し様子がおかしいと感じた児童がいる場合には、声を掛けて話を聞くとともに学級担任、生徒指導主事、管理職等に報告する。その後、全職員で情報を共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- (4) 「学校生活アンケート(学期に1回)」を定期的実施し、児童の悩みや人間関係を把握し、アンケートに問題が見られる場合には学級担任が個人懇談を行う。
- (5) 保健室利用者で気になる児童がいた場合は、養護教諭が職員朝礼等で職員に伝える。
- (6) 連絡ノート等を通じて、保護者との情報交換を密にする。気になる兆候が見られた場合は、家庭訪問あるいは電話連絡を行う。
- (7) 「ジブンミカタプログラム」を活用し、児童が自己理解・他者理解の促進を図ることによって、人とより良い関係を築くことができるように働きかける。また、児童理解を深め、児童の変化に気付くことができるようにする。

4 いじめ（事案）の具体的な対応

基本方針

特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くことなく、児童の人格の成長に重点を置いて指導する。

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、またはアンケート調査等で疑わしき事案がある場合は、速やかに事実の確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された（認知された）場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた児童とその保護者に対する配慮・支援とともに、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、いじめを行った児童をその保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (4) いじめの事案が確認された場合、いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に事実経過等に関する情報を速やかに伝えるとともに、両者の関係改善に向けて、継続的に必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等の関係諸機関と連携して対処する。
- (6) いじめを見ていた児童に対しても、自分の課題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、いじめに同調していた児童に対しては、その行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。

状況によって、全校児童に訴える必要がある場合は、いじめ防止等委員会の判断で全校集会を開き、話し合いをさせる。

- (7) ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合は、プロバイダに対して、速やかに削除を求めるなど必要な措置をとる。（プロバイダ責任制限法）

※プロバイダ責任制限法による削除要求

削除要求の方法は、権利を侵害された個人かその代理人（弁護士等）が、書面であれば実印を押印して印鑑証明をつけて、電子メールであれば電子署名をつけて行う。代理人が行う場合には、委任状の添付が求められる。

5 いじめ防止等のための組織の設置

- (1) 名称「いじめ防止等委員会」（校内組織）
- (2) 構成員 【校長 教頭 生徒指導主事 養護教諭
人権擁護委員 PTA 会長 スクールカウンセラー】
- (3) 活動内容
 - ア いじめの相談、通報の窓口としての役割。
 - イ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を図る。
 - ウ いじめの疑いのある情報があったときには緊急会議を開いて、情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者への連絡といった対応を組織的に実施する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは（いじめ防止対策推進法 28 条）

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

(2) 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

ア 重大事案が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

イ 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 学校評価の実施

いじめ問題等、児童の健全育成に関わる取組について自己評価、保護者・地域アンケートを行い、その結果を学校運営協議会、PTA総会等に報告するとともに、ホームページ上に公開する。

8 記録の保存

いじめ防止等に関する調査により把握した情報の記録（定期的実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録、児童生徒に対する聴き取り調査を行った際の記録）は、適切に保存するものとし、個別の重大事態の調査に係る記録については、5年間保存する。